

ASEAN-オーストラリア・ニュージーランドFTA (AANZFTA) に関する輸入通関手続き

国名	通常の入通関手続き (輸入申告)に必要な書類	FTA特恵税率を 申告する輸入通関に 必要な書類	第三国で積み替えた 場合の入通関に 必要な書類	三国間貿易の輸入 通関に必要な書類	Back to Back COに よる輸入通関に 必要な書類	通関にFTAのCOが間に合わなかった 場合の手続き(関税の還付など)
<b>オーストラリア</b> (2010/01/01発効: ニュージーラ ンド、シンガポール、ミャンマー、 ブルネイ、フィリピン、ベトナム、 マレーシア 2010年03/12発効: タイ 2011年01/01発効: ラオス 2011年01/04発効: カンボジア 2012年01/10発効: インドネシア)	・インボイス ・パッキングリスト ・船荷証券(B/L)またはAir Way Bill(AWB) ・その他商業上の書類 等	左記+  ・原産地証明書 (Form AANZ)  (小額輸入の際の原産地 証明書の提出免除) FOB価格でA\$1,000以下 の場合	左記+  ・通し船荷証券(Through B/L)、または貨物が積替 えのみの証明書類	FTA特恵税率を申告す る輸入通関に必要な書 類+  ・商流の連続性を立証 するためのインボイス (第三国発行のインボイ ス)  注: COの第13欄に "Third Party Invoicing" がチェックされているこ と。	FTA特恵税率を申告する 輸入通関に必要な書類+  ・Back to Back CO (Form AANA)  注: COの第13欄に"Back to Back CO" がチェックさ れていること。	関税還付申請は輸入申告を訂正することで 対応可能。輸出者にとって最も早く利便性が 高いのは、通関業者に電子申告の訂正を依 頼する方法である。電子申告が出来ない場 合は、輸入者が直接以下の要領で申請。  1. 還付申請フォーム (B653)に記入しサイ ン。還付理由コードは126Dを記入 (126D - Duty has been paid on AANZ originating goods (ASEAN-Australia-New Zealand Free Trade Agreement) 2. 新規に輸入申告フォーム (B650) を作成 し、変更部分を記入。 3. 上記フォームをオーストラリア税関 (Australian Customs Service - "ACS") に郵 送するか、税関窓口へ提出する。 4. 税関では申請書類受領後30日以内を目 処に還付申請審査をするが、追加でインボイ スや船積書類など関連書類を求められること もある。 5. 還付が承認されたら、税関はオンライン振 込みで支払を3-5営業日で行う。  還付申請は関税の支払日から4年以内であ れば対応可能。
<b>ニュージーランド</b> (2010/01/01発効: オーストラリ ア、シンガポール、ミャンマー、ブ ルネイ、フィリピン、ベトナム、マ レーシア 2010年03/12発効: タイ 2011年01/01発効: ラオス 2011年01/04発効: カンボジア 2012年01/10発効: インドネシア)	・インボイス ・パッキングリスト ・船荷証券(B/L)またはAir Way Bill(AWB) ・その他商業上の書類 等	左記+  ・原産地証明書 (Form AANZ)  (小額輸入の際の原産地 証明書の提出免除) 1. 貨物がFOBでUS\$200 以下の場合、または 2. 郵送での物品がFOB でUS\$200以下の場合。	左記+  ・通し船荷証券(Through B/L)、または貨物が積替 えのみの証明書類	FTA特恵税率を申告す る輸入通関に必要な書 類+  ・商流の連続性を立証 するためのインボイス (第三国発行のインボイ ス)  注: COの第13欄に "Third Party Invoicing" がチェックされているこ と。	FTA特恵税率を申告する 輸入通関に必要な書類+  ・Back to Back CO (Form AANA)  注: COの第13欄に"Back to Back CO" がチェックさ れていること。	還付申請には税還付申請フォーム (NZCS 223) を記入し、関連書類と共に、貨物が通関 されたニュージーランド税関へ提出。  この還付申請には特定の期限はないが、関 連書類の時効が適用される。また、還付の総 額がNZ\$50以下の場合には対象外。

ASEAN-オーストラリア・ニュージーランドFTA (AANZFTA) に関する輸入通関手続き

国名	通常の入通関手続き (輸入申告)に必要な書類	FTA特恵税率を 申告する輸入通関に 必要な書類	第三国で積み替えた 場合の入通関に 必要な書類	三国間貿易の入通関 に必要な書類	Back to Back COに よる輸入通関に 必要な書類	通関にFTAのCOが間に合わなかった 場合の手続き(関税の還付など)
シンガポール (2010/01/01発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入許可証(Cargo Clearance Permit - "CCP")</li> <li>インボイス</li> <li>パッキングリスト</li> <li>船荷証券(B/L)またはAir Way Bill(AWB)</li> <li>保険明細書</li> <li>荷渡指示書(Delivery Order)</li> <li>必要に応じてその他関連書類</li> </ul>	左記+ <ul style="list-style-type: none"> <li>原産地証明書(Form AANZ)</li> </ul> (小額輸入の際の原産地証明書の提出免除) FOB価格がUS\$200以下の輸入の場合。 国際郵便でもFOBでUS\$200以下だが、不自然な分割出荷で故意に小額適用されていないことが条件。	左記+ <ul style="list-style-type: none"> <li>通し船荷証券(Through B/L)で輸出国管内で発行されたもの、または、荷降ろし・荷積みなど商品が良好な状態に保管するための作業以外に行っていない旨を証明する書類</li> </ul>	FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+ <ul style="list-style-type: none"> <li>第3国発行のインボイス、および商流の連続性を証明するその他関連書類を求められることがある。</li> </ul> CO上の第13欄に"Third Party Invoicing"のチェックと第3国インボイス発行者の企業名と住所の表記が必要。	FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+ <ul style="list-style-type: none"> <li>Back to Back CO (Form AANZ)、ただし第13欄に"Back to Back CO"のチェックがあること。</li> </ul>	本規定はシンガポールにおいて輸入関税適用貨物、すなわち実質的には酒類のみに適用される。 <ul style="list-style-type: none"> <li>もしCOが輸入時に間に合わない場合は、特恵税率は適用できないが、後日CO提出可能で特恵との差額分還付を希望する場合は、トレードネットシステムの輸入許可申請で'Customs Duty Rate'と'Excise Duty Rate'の両方で後日還付希望の旨をリマーク欄に記入する必要がある。輸入者はCOをシンガポール税関の Processing Branchに貨物の引取りの日から1週間以内にCOを提出すること。</li> <li>税関で確認後、輸入者あるいは通関業者は1年以内にトレードネットのオンライン申請の還付モジュールで還付申請をする。この還付申請結果はトレードネットにて通知される。</li> </ul>
マレーシア (2010/01/01発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入申告書(Custom Form No.1、FOBがRM20,000を超える場合はCustom Form No. 1A)</li> <li>インボイス</li> <li>パッキングリスト</li> <li>輸入許可証(必要な品目の場合)</li> <li>船荷証券(B/L)またはAir Way Bill(AWB)</li> <li>適用除外のレター(もし関税やVATなど輸入税の免除を申請する場合)</li> </ul>	左記+ <ul style="list-style-type: none"> <li>原産地証明書(Form AANZ)</li> </ul> (小額輸入の際の原産地証明書の提出免除) 課税価格の総額がUS\$200以下の輸入の場合	左記+ <ul style="list-style-type: none"> <li>通し船荷証券(Through B/L)あるいはAir Way Bill (AWB)の写し</li> <li>寄港地税関発行の当該貨物について積替え証明書</li> </ul>	FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+ <ul style="list-style-type: none"> <li>第3国で発行されたインボイス</li> <li>場合によっては、製品に関するエビデンスや、第3国インボイスを発行する企業に関するエビデンスが要求されることもある。</li> <li>COの第13欄に"Third Party Invoice"にチェックがあること。</li> </ul>	FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+ <ul style="list-style-type: none"> <li>Back to Back CO (Form AANZ)ただし第13欄に"Back to Back CO"のチェックがあること。</li> </ul>	還付制度あり。輸入者は以下の2通りのいずれか選択可能。 <ul style="list-style-type: none"> <li>最初にMFNレートで支払、後日COを提出し、MFNとFTAレートの差額の還付を受ける。</li> <li>最初にFTAレートで支払、同時にMFNとFTAレートの差額分の銀行保証を提出する。後日CO提出し受理されれば銀行保証は返還される。</li> </ul> 還付の手続きは以下のとおり: 1. ロイヤルマレーシア税関の本部還付部門に出向く。(The Refund Department at the Headquarters of the Royal Malaysian Customs Department) 2. 担当官から還付申請フォームを受け取り記入。担当官からは、その他必要書類を指示される。 3. 還付申請に問題なければ、還付は指定の銀行口座に送金される。 還付申請に係る所要時間は全ての書類提出後、3カ月程度。

ASEAN-オーストラリア・ニュージーランドFTA (AANZFTA) に関する輸入通関手続き

国名	通常の通関手続き(輸入申告)に必要な書類	FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類	第三国で積み替えた場合の輸入通関に必要な書類	三国間貿易の輸入通関に必要な書類	Back to Back COによる輸入通関に必要な書類	通関にFTAのCOが間に合わなかった場合の手続き(関税の還付など)
タイ (2010/02/08発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入申告書(電子文書)</li> <li>インボイス(電子文書)</li> <li>パッキングリスト</li> <li>船荷証券(B/L)またはAir Way Bill(AWB)</li> <li>その他カタログ、成分表等関係書類</li> </ul> <p>※以下、必要に応じて。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保険明細書</li> <li>輸入許可証</li> </ul>	左記+ <ul style="list-style-type: none"> <li>原産地証明書(Form AANZ)</li> <li>EPAが要求する必要書類(必要に応じて)</li> </ul> <p>(小額輸入の際の原産地証明書の提出免除)                      課税価格の総額がUS\$200以下の輸入の場合</p>	左記+ <ul style="list-style-type: none"> <li>通し船荷証券(Through B/L)の写し</li> <li>積み替えた国の税関など公官庁が発行した原産性を維持している証明書</li> </ul>	FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類+ <ul style="list-style-type: none"> <li>第三国発行のインボイス</li> <li>第三国発行のインボイスを使うことが記載された原産地証明書</li> </ul>	FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類+ <ul style="list-style-type: none"> <li>Back to Back 原産地証明書</li> </ul> <p>特に疑義がある場合を除いてその他は不要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Import Entry にあるRemark欄「COを後日提出条件でEPA特惠税率適用の権利を保留」にチェックマークを入れる。</li> <li>当該貨物に課せられる一般関税(MFN税率の全額)を暫定支払いする。</li> <li>CO提出後、暫定支払い関税が還付される。</li> </ul>
インドネシア (未発効)	インドネシア未発効	インドネシア未発効	インドネシア未発効	インドネシア未発効	インドネシア未発効	インドネシア未発効
ブルネイ (2010/01/01発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入許可証(Approval Permit)</li> <li>輸入申告書</li> <li>荷渡指示書</li> <li>インボイス</li> <li>パッキングリスト</li> <li>船荷証券(B/L)またはAir Way Bill(AWB)</li> <li>保険明細書等</li> </ul>	左記+ <ul style="list-style-type: none"> <li>原産地証明書オリジナル(Form AANZ)</li> </ul> <p>(小額輸入の際の原産地証明書の提出免除)                      FOBでUS\$200以下の輸入の場合</p>	左記+ <ul style="list-style-type: none"> <li>通し船荷証(Through B/L)券の写し</li> <li>積み替え国の場合は、その地の税関当局から、荷降ろし・荷積みなど商品が良好な状態に保管するための作業のみ行った旨を承認する証明書、あるいは税関当局からの情報。</li> <li>もし積み替えが非締結国での場合は、1. 地理的に物流的に説明可能であり、2. 非締結国で消費または消費されておらず、3. 積み替え等以外のオペレーションが行われていないこと、が条件。</li> </ul>	FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類+ <ul style="list-style-type: none"> <li>第3国で発効されたインボイス、および商流を説明する関連書類を求められることもある。</li> </ul> <p>CO上の“Third Party Invoice”欄にチェックが入っていること。</p>	FTA特惠税率を申告する輸入通関に必要な書類+ <ul style="list-style-type: none"> <li>Back to Back CO (Form AANZ)</li> </ul> <p>COの第13欄に“Back to Back CO”のチェックが入っていること。</p>	<p>輸入者はまずMFNの関税率で通関・関税支払を済ませ、次に関税還付の申請を行う。還付申請は関税支払日より12カ月以内に行う。</p> <p><b>申請手続きは以下のとおりとなる。</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>財務省のRoyal Customs and Excise Department にあるDuty Refund and Drawback Unit (1st floor) に赴く。FTA特惠関税での輸入通関に必要な全ての書類を持参する。</li> <li>担当官に輸入通関関連書類を提出し、所定の関税還付フォームに記入。</li> <li>後日、関税還付分は指定の銀行口座に振り込まれる。</li> </ol> <p>還付までの所要時間は1カ月から3カ月かかる。</p>

ASEAN-オーストラリア・ニュージーランドFTA (AANZFTA) に関する輸入通関手続き

国名	通常の入通関手続き (輸入申告)に必要な書類	FTA特恵税率を 申告する輸入通関に 必要な書類	第三国で積み替えた 場合の入通関に 必要な書類	三国間貿易の輸入 通関に必要な書類	Back to Back COに よる輸入通関に 必要な書類	通関にFTAのCOが間に合わなかった 場合の手続き(関税の還付など)
<p>フィリピン (2010/01/01発効)</p>	<p>通常の商品目的の輸入者は税関("BOC" - Bureau of Customs)への登録が必要。年間登録費は1,500ペソで、引き続きの更新は500ペソが課される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入申告書 (Import Entry and Internal revenue Declaration (IEIRD) Form)</li> <li>・関税評価申告補助書類 (Supplemental Declaration on Valuation)</li> <li>・インボイス</li> <li>・パッキングリスト</li> <li>・船荷証券(B/L)またはAir Way Bill(AWB)</li> <li>・プロフォーマインボイス</li> <li>・保険証券(CIF価格算出のため)</li> <li>・その他必要に応じてその他書類(規制品目の輸入許可など)</li> </ul>	<p>左記+</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原産地証明書 Form AANZ</li> </ul> <p>(注:FTA特恵関税による輸入申告は黄色レーン(書類審査)あるいは赤レーン(書類と実物検査)が指示される。)</p> <p>(小額輸入の際の原産地証明書の提出免除)                      FOBでUS\$200以下の輸入の場合</p>	<p>左記+</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通し船荷証券(Through B/L)の抄本</li> <li>・保険仕様書(輸入者の保護の為にあれば望ましい)</li> </ul> <p>(注:フィリピンではFTAで規定された以外の書類や手続きは課されない。)</p>	<p>FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+</p> <p>(注:フィリピンではFTAで規定された以外の書類や手続きは課されない。)</p>	<p>FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Back to Back CO (Form AANZ)</li> </ul> <p>(注:フィリピンではFTAで規定された以外の書類や手続きは課されない。)</p>	<p>FTA特恵関税適用にはCOの提出が原則ではあるが、提出前の事前貨物リリースも可能。輸入者への貨物仮引渡にはImport &amp; Assessment Service への正式なCOが遅れる理由書の提出と期限内有効なCOの提出確約が必要。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. このリクエストが認可された場合、税関の担当官がMFNとFTA特恵関税の差額を計算する。</li> <li>2. 輸入者はMFNと特恵関税の差額分を小切手で担保として差し入れて貨物を引き取る。</li> <li>3. 税関のCash Divisionは約束されたCO提出まで、小切手を担保として保管。CO提出すれば返還される。</li> </ol> <p>輸入者がFTA特恵関税適用に関して不服の場合には、貨物の仮リリースから60日以内に税関のDeputy Collector for Assessmentに書面で異議申立できる。関税分類の異議の場合はタリフ・コミッションの援助を求めることも可能。</p>

ASEAN-オーストラリア・ニュージーランドFTA (AANZFTA) に関する輸入通関手続き

国名	通常の入通関手続き (輸入申告)に必要な書類	FTA特恵税率を 申告する輸入通関に 必要な書類	第三国で積み替えた 場合の入通関に 必要な書類	三国間貿易の入通関 に必要な書類	Back to Back COに よる輸入通関に 必要な書類	通関にFTAのCOが間に合わなかった 場合の手続き(関税の還付など)
ベトナム (2010/01/01発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通関申告書(原本2部)</li> <li>・売買契約書(Faxやメール等の書面でコピー1部)または輸入委託の場合はその輸入委託契約書(コピー1部)</li> <li>・インボイス(原本1部)</li> <li>・船荷証券(B/L)またはAir Way Bill (AWB)(コピー1部)</li> </ul> <p>その他、必要に応じて以下のような必要書類の例がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物品が多種に分かれているか、別個に梱包されている場合は、物品リスト(原本およびコピー1部)</li> <li>・輸入物品が国内法令により検査を受ける対象である場合(食品安全や動植物検疫等)は、検査登録証もしくは検査管轄機関により発行された検査免除を記載する公式文書(原本1部)</li> <li>・輸入物品が国内法令により検査が必要な物品については、その検査結果を示した証明書(原本1部)</li> <li>・輸入価格を証明する書類(原本2部)</li> <li>・輸入物品が国内法令により輸入許可の対象である場合は、輸入許可書(原本1部。同じ物品を数回輸入する場合はコピー要)</li> <li>・輸入関税免除に関連する場合はその関連書類</li> <li>・付加価値税に該当しない場合はその関連書類</li> </ul>	<p>左記+</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原産地証明書(Form AANZ)</li> </ul> <p>(小額輸入の際の原産地証明書の提出免除)      AKFTAからの締結国からの貨物(含国際郵便)で、FOBでUS\$200以下の輸入の場合      注:この免除規定は大ロット輸入の分割出荷の場合は適用できないし、税関がそう認める根拠がある場合に限る。</p>	<p>左記+</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通し船荷証券(Through B/L)</li> </ul> <p>・第三国で貨物を積卸し、積み替えた場合、1. 積替えが地理的理由その他により必要であったこと、2. 積替えは経由国で商業的行いや消費などされていること、3. 当該貨物は積み下ろしなど以外のプロセスを経ず貨物の原産性が維持されていること、これらを証明した書類</p>	<p>FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3国の企業やAKFTA締結国の企業により発行されたインボイス</li> </ul> <p>注:COの第13欄の“Third Party Invoicing”にチェックがあること。      注:CO上でThird Party Invoice 発行者の氏名と国名およびThird Party Invoiceの番号がわかること。</p>	<p>FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・Back to Back CO (Form AANZ)</li> </ul> <p>注:Back to Back COの第13欄の“Back to Back CO”のチェックがあること。およびオリジナルCOの番号など参照情報も追記必要。</p> <p>注:Back to Back CO上のFOB価格はベトナムからのものであること。豪州・ニュージーランドからの輸出でBack to Back CO上にFOB価格がない場合は、別途輸出者からのFOB価格を表記した申請書が求められることもある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通関時に原産地証明書が間に合わず輸入者の手元がない場合、輸入者は、税関に対して原産地証明書の提出が遅延することを書面で申告しなければならない。税関は輸入申告日から30日以内であれば認可することもある。</li> <li>・輸入者は、一旦MFN税率相当の関税を支払い、申告日から最大30日以内を限度に原産地証明書を税関に提出すれば、MFN税率と特恵税率との差額分の還付を受けることができる。</li> <li>・万が一、30日を越えた場合でもCOが有効期限内であれば税関に受け付けてもらえる。ただし、行政罰金とし500万ベトナムドンを支払い、税関による当該貨物の検査がなされる。</li> </ul>

ASEAN-オーストラリア・ニュージーランドFTA (AANZFTA) に関する輸入通関手続き

国名	通常の入通関手続き (輸入申告)に必要な書類	FTA特恵税率を 申告する輸入通関に 必要な書類	第三国で積み替えた 場合の入通関に 必要な書類	三国間貿易の輸入 通関に必要な書類	Back to Back COに よる輸入通関に 必要な書類	通関にFTAのCOが間に合わなかった 場合の手続き(関税の還付など)
ラオス (2010/01/01発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・売買契約書、発注書</li> <li>・インボイス</li> <li>・オリジナル船荷証券(B/L)またはAir Way Bill (AWB)</li> <li>・パッキングリスト</li> <li>・輸入許可証</li> <li>・ビジネス操業ライセンス</li> <li>・その他必要とされる書類(例: 銀行支払証書など)</li> </ul> <p>上記の書類は貨物がラオス税関のチェックポイントに入り30日以内に提出が必要</p>	左記+  ・原産地証明書 (Form AANZ)  (小額輸入の際の原産地証明書の提出免除) 課税価格の総額がUS\$200以下の輸入の場合	左記+  ・通し運送証券(Through B/L)のオリジナルとコピー	FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+  ・第3国で発行されたインボイス  CO (Form AANZ) 上でインボイスが第3国で発行された旨があること。	FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+  ・Back to Back原産地証明書、およびその中継国で発行されたインボイス  (ただし税関への聞き取り調査では実際にBack to Back COを使用して輸入通関されたケースはないとのこと。)	輸入者は関税還付の為に輸入通関から12カ月以内にCOを税関へ提出できる。これは後に還付申請をする旨、輸入通関時に申告が必要。  ※ただし実際には、ラオスの税関から還付をされたことはない。これは国の予算から返納を定めるルールがないのが理由。しかし、過払いの関税分は未来の輸入関税支払分から相殺することは可能なようだ。
カンボジア (2011/01/04発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入申告書</li> <li>・インボイス</li> <li>・パッキングリスト</li> <li>・船荷証券(B/L)またはAir Way Bill (AWB)</li> <li>・輸入ライセンス(必要な場合)</li> <li>・関税免税許可証(必要な場合)</li> <li>・その他書類(必要な場合)</li> </ul>	左記+  ・原産地証明書 (Form AANZ)  (小額輸入の際の原産地証明書の提出免除) FOB額がUS\$300以下の輸入の場合	左記+  ・通し船荷証券(Through B/L)の写し	FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+  ・第三国発行のインボイス  CO (Form AANZ) はインボイスが第3国で発行される旨の関連情報を記載のこと。	FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+  ・Back to Back CO (Form AANZ)	関税総局 (General Department of Customs and Excise) に現金または債務証書で支払い、1年以内に原産地証明書を提出すれば、還付される。ただし、これまで事例はない。
ミャンマー (10/01/01発効)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸入申告書 (CUSDEC-1)</li> <li>・輸入許可証 (ライセンス)</li> <li>・インボイス</li> <li>・オリジナル船荷証券(B/L)またはAir Way Bill (AWB)</li> <li>・パッキングリスト</li> <li>・その他輸入の条件により関連政府機関より発給の証書や許可証</li> </ul>	左記+  ・原産地証明書 (Form AANZ)  (小額輸入の際の原産地証明書の提出免除) ミャンマーでは金額によるCOの免除規定はなし	左記+  ・通し船荷証券(Through B/L)の写し	FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+  ・第三国発行のインボイス ・原産を確認するための書類  注: CO(Form AANZ)で第13欄の"Third Party Invoicing"にチェックがあること	FTA特恵税率を申告する輸入通関に必要な書類+  ・Back to Back CO (Form AANZ) ・内容が十分と認められるものであれば、インボイスと材料リストでよい。  注: CO(Form AANZ)で第13欄の"Back to Back CO"にチェックがあること	AANZFTAではCOが間に合わない場合の関税還付規定がない。

(出所) Bryan Cave LLPによる調査